

お客さま各位

新井信用金庫

## 未利用口座管理手数料の新設および自動解約の取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当金庫では長期間ご利用がない預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、「未利用口座管理手数料の新設」および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始させていただくこととなりました。「未利用口座」は、2年以上の長期にわたり一度もご利用のない預金口座を対象としており、日常的にお預入れ、払戻し、口座振替などのお取引をいただいている口座が対象になることはありません。また、口座残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額を手数料としてご負担いただくうえで、口座を解約させていただきます。

今後も一層のサービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 「未利用口座管理手数料の新設」 「残高のない未利用口座の自動解約」 概要

手数料名	未利用口座管理手数料
取扱い開始日	令和6年7月1日
対象者	個人（個人事業主も含む）、法人、各種団体
対象口座	普通預金口座および貯蓄預金口座 ※総合口座(定期預金の預入なし)、決済用普通預金を含みます。 ※盗難・紛失等によりご利用が停止している口座も対象になります。
未利用口座となる条件	令和6年7月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し等のお取引から2年以上、一度もご利用のない口座が対象となります。通帳記帳、該当口座に対する利息付与、本手数料の引落しは除きます。ただし、以下の場合は未利用口座に該当しません。
対象外になる場合 (①~④のいずれかに該当)	①該当口座残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗内にお預かり資産（定期性預金・国債・投資信託・保険等）のご契約がある場合 ③同一店舗内に融資取引（カードローン契約含む）がある場合 ④同一店舗内に出資金のお預け入れがある場合
手数料額	年間1,320円（消費税含む）
未利用口座に該当したら	お届けのご住所宛に「未利用口座管理手数料引き落とし」のご案内を発送いたします。ご案内を郵送後、一定期間（3ヶ月）を経過してもご利用（お預入れ、払戻し等）がない場合は、本手数料をお引落しをさせていただきます。 ※ご案内が延着または到達しなかった場合でも、通常に到達すべき時に到達したものとみなします。 ※一定期間（3ヶ月）の間に上記②③のお取引があった場合は手数料の引落しはありません。
口座の解約	未利用口座の残高が本手数料以下となった場合、口座残高の全額をもって本手数料に充当し、対象口座を自動解約させていただきます。
その他注意事項	○ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却及びご解約となった口座の再利用はできませんので、ご了承ください。 ○預金規程の改定については当金庫ホームページにてご確認ください。

以上